

久万高原町電気自動車導入費補助金交付要綱

令和6年3月26日

告示第18号

(目的)

第1条 この告示は、電気自動車を導入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、環境への負荷の少ないエネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出量の削減等を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「電気自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない電気自動車のうち、検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）をいう。

ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるもの及び事業用自動車を除く。

(補助金の対象)

第3条 補助金の対象となる電気自動車は、当該補助金の申請時において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金の交付対象の車両となっていること。
- (2) 使用の本拠又は主たる定置場が久万高原町内であること。
- (3) 自動車検査証の燃料の種類が「電気」であること。
- (4) リース又は残価設定型クレジットにより導入した車両でないこと。
- (5) 導入する電気自動車について、町が行っている他の制度による助成を受けていないこと。

(申請者の要件)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有している者

(2) 電気自動車の購入者であり、申請車両の自動車検査証、標識交付証明書又は軽自動車届出済証（以下「自動車検査証等」という。）の所有者及び使用者であること。ただし、車両の所有権が留保された購入において、自動車検査証等の所有者が自動車販売会社又はローン会社等で使用者が車両購入者であり、自動車検査証等の使用者が申請者となるときは、この限りでない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象車両1台につき、30万円とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該自動車の初度登録を受けた日から6月以内に、久万高原町電気自動車導入費補助金交付申請書（様式第1号）に、町長が必要と認める書類等を添付して、町長に申請しなければならない。

2 同一年度内において補助金の交付対象となる電気自動車の台数は、申請者ごとに1年度につき1台とする。

（交付の決定）

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に久万高原町電気自動車導入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、交付が不相当と認められる場合は、久万高原町電気自動車導入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、久万高原町電気自動車導入費補助金交付請求書（様式第4号）を提出するものとし、町長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

（処分の承認）

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けた対象自動車を4年以内において、廃棄、売却等により処分しようとするときは、あらかじめ久万高原町電

気自動車処分承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による処分の承認申請があったときは、その内容を審査し、久万高原町電気自動車処分承認・不承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により処分を承認するときは、補助事業者に補助金相当額の返還を求めることができる。ただし、補助事業者の責によらない事由により処分する場合その他町長が特に認めたときは、この限りではない。

（補助金交付の取消し）

第10条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金の交付の条件に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3） 前条の規定に違反して対象電気自動車を処分したとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか町長が必要と認めたとき。

（補助金の返還）

第11条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。